平成２６年（フ）第３９４号
鹿児島県鹿児島市坂之上６丁目25番17号
債務者　吉見　大輔
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　狩集　清彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第６号
北海道岩見沢市７条東12丁目21番地27
債務者　鈴木　正則
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椎木　仁美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２３２３号
札幌市西区発寒９条11丁目９番19号　コーポ池田Ｂ－３号
債務者　木村　桂子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年２月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田真奈美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５１号
長崎県島原市中組町268番地
債務者　高野内　健
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２３号
栃木県那須塩原市鍋掛1088番地715　シンフォニアＢ－201号、前住所栃木県那須塩原市豊浦南町87番地52　ツインヒルズＢ－110号
債務者　佐原久美子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１９号
神奈川県大和市西鶴間２丁目３番19号　ビレッジハイム２大和101号
債務者　江崎　正實
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４６号
岡山市南区新保662番地７
債務者　森岡　孝一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５号
岡山市北区今２丁目３番10号　ロイヤルハイツ人見201号室
債務者　鴨井　久雄
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１号
岡山市北区下伊福２丁目２番３号
債務者　岡本　鷹久
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
岡山市北区下伊福２丁目２番３号
債務者　岡本　静枝
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１９５号
沖縄県沖縄市泡瀬４丁目６番６－106号　県営美東団地
債務者　諸喜田米子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第５３号
東京都多摩市和田1200番地の６メグミコーポⅡ202
債務者　田港　京子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第４８４号
静岡県浜松市中区布橋３丁目７番４号寿マンションＣ101
債務者　松浦　竜輔
1　決定年月日時　平成27年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２６号
静岡県浜松市浜北区於呂875番地の３　なごみの杜於呂、前住所静岡県浜松市中区蜆塚１丁目６番１号　シェ・コンコルド２－Ａ
債務者　和田こずえ
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２９８号
大阪市淀川区十三本町１－19－５　パークサイドコート211号、住民票上の住所堺市北区中百舌鳥町４丁508番地
債務者　田中　　聡
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部